

個人情報ファイルの名称	介護認定事務支援システムファイル
行政機関等の名称	菊川市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部長寿介護課
個人情報ファイルの利用目的	要介護・支援認定（新規・更新・区分変更）申請者に係る認定審査事務（意見書の発行、審査結果の管理等）に利用するもの
記録項目	1 保険者番号、2 被保険者番号、3 認定申請日、4 枝番、5 申請区分、6 取下区分、7 被保険者区分、8 申請代行政区分、9 生年月日、10年齢、11性別、12氏名、13カナ氏名、14郵便番号、15住所、16電話番号、17病院施設等の名称、18病院施設等の所在地、19主治医医療機関、20主治医、21意見書依頼日、22意見書入手日、23意見書「短期記憶、認知能力、伝達能力、食事行為、認知症高齢者の日常生活自立度」、24調査依頼日、25調査実施日、26指定居宅介護支援事業者、27委託区分、28認定調査員、29一次判定日、30一次判定結果、31要介護認定等基準時間（食事、排泄、異動、清潔保持、間接ケア、BPSD関連、機能訓練、医療関係、認知症加算）、32中間評価項目得点（第1群、第2群、第3群、第4群、第5群）、33状態の安定性、34認知症高齢者の日常生活自立度の蓋然性評価%、35認知機能及び状態安定性から推定される給付区分、36認定審査会資料作成日、37認定審査会予定日、38合議体番号、39二次判定日、40二次判定結果、41認定有効期間、42特定疾病、43要介護1の場合の状態像、44現在のサービス区分、45現在の状況、46現在利用中のサービス、47麻痺、48拘縮、49寝返り、50起き上がり、51座位保持、52両足での立位、53歩行、54立ち上がり、55洗身、56つめ切り、57視力、58聴力、59移乗、60移動、61えん下、62食事摂取、63排尿、64排便、65口腔清潔、66洗顔、67整髪、68上衣の着脱、69ズボン等の着脱、70外出頻度、71医師の伝達、72毎日の日課を理解、73生年月日をいう、74短期記憶、75自分の名前をいう、76今の季節を理解、77場所の理解、78徘徊、79外出して戻れない、80被害的、81作話、82感情が不安定、83昼夜逆転、84同じ話をする、85大声を出す、86介護に抵抗、87落ち着きなし、88一人で出たがる、89収集癖、90物や衣類を壊す、91ひどい物忘れ、92独り言・独り笑い、93自分勝手に行動する、94話がまとまらない、95薬の内服、96金

	銭の管理、97日常の意思決定、98集団への不適応、99買い物、100簡単な調理、101点滴の管理、102中心静脈栄養、103透析、104ストーマの処置、105酸素療法、106レスピレーター、107気管切開の処置、108疼痛の看護、109経管栄養、110モニター測定、111じょくそうの処置、112カテーテル、113障害高齢者自立度、114認知症高齢者自立度、115認定審査会意見等、116コメント等	
記録範囲	要介護・支援認定（新規・更新・区分変更）の申請者	
記録情報の収集方法	申請書、認定調査の結果、医師の意見書、認定審査会の結果から収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（記録項目において で囲んだ項目）	
記録情報の経常的提供先	地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医、認定調査員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 菊川市健康福祉部長寿介護課	
	（所在地） 〒439-0019 静岡県菊川市半済1865	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無
	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
備 考	—	

個人情報ファイルの名称	介護保険システムファイル（給付業務）	
行政機関等の名称	菊川市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部長寿介護課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険の給付業務（給付実績の確認、統計資料の作成等）に利用するもの	
記録項目	1 被保険者番号、2 氏名、3 カナ氏名、4 住所、5 生年月日、6 性別、7 資格取得日、8 資格喪失日、9 被保険者種別、10 要介護状態区分、11 認定有効期間、12 サービス提供年月、13 審査年月、14 サービス区分、15 事業所番号、16 給付率、17 単位数、18 請求額、19 負担額、20 後期高齢者医療保険者番号、21 後期高齢者医療被保険者番号、22 国民健康保険被保険者番号、23 国民健康保険被保険者証番号、 24 公費負担者番号 、 25 公費受給者番号 、26 居宅サービス計画、27 居宅介護支援事業所、28 居宅サービス事業所、29 緊急時施設療養費請求額、30 特定診療費請求額、31 特定入所者請求額、32 サービス種類、33 日数・回数、34 支給限度額、35 限度額適用期間、36 世帯所得区分、37 個人所得区分、38 利用者負担第2段階、39 老齢福祉年金受給	
記録範囲	菊川市介護保険被保険者である者のうち、給付実績のある者	
記録情報の収集方法	住民情報システム、静岡県国民健康保険団体連合会からの情報提供から収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（記録項目において で囲んだ項目）	
記録情報の経常的提供先	静岡県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）菊川市健康福祉部長寿介護課	
	（所在地）〒439-0019 静岡県菊川市半済1865	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	政令第21条第7項に該当するファイル

	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	☐ 有 ☒ 無
備 考	—	

個人情報ファイルの名称	介護保険システムファイル（資格業務）	
行政機関等の名称	菊川市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部長寿介護課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険の資格業務（保険証の交付及び送付等）に利用するもの	
記録項目	1 被保険者番号、2 氏名、3 カナ氏名、4 住所、5 生年月日、 6 年齢、7 性別、8 異動日、9 届出日、10 異動事由、11 異動理由、12 資格取得年月日、13 取得事由、14 被保険者種別、15 資格喪失年月日、16 喪失事由、17 住所地特例適用開始日、18 住所地特例適用終了日、19 入所年月日、20 施設、21 施設所在 <u>保険者、22 生活保護区分、23 生活保護開始年月日、24 生活保</u> <u>護開始事由、25 代理納付開始年月日、26 生活保護廃止年月</u> <u>日、27 保護実施機関</u>	
記録範囲	介護保険被保険者である者	
記録情報の収集方法	住民情報システム、届出書、福祉事務所からの情報提供、他市区町村からの情報提供から収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（記録項目において ☐ で囲んだ項目）	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）菊川市健康福祉部長寿介護課	
	（所在地）〒439-0019 静岡県菊川市半済1865	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無
	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
備 考	—	

個人情報ファイルの名称	介護保険システムファイル（認定業務）
行政機関等の名称	菊川市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部長寿介護課
個人情報ファイルの利用目的	要介護・支援認定（新規・更新・区分変更）申請者に係る認定業務全般（申請情報の管理、保険証の交付等）に利用するもの
記録項目	1 被保険者番号、2 氏名、3 カナ氏名、4 生年月日、5 性別、6 住記区分、7 状態区分、8 被保険者種別、9 被保険者種別変更年月日、10 異動事由、11 異動日、12 届出日、13 資格取得事由、14 資格取得年月日、15 資格喪失事由、16 資格喪失年月日、17 生活保護、18 みなし要介護区分、19 自治会名、20 郵便番号、21 住所、22 宛名方書、23 申請日、24 申請事由、25 主治医医療機関、26 主治医名、27 居宅サービス計画届出日、52 作成区分、53 居宅介護支援事業所名、54 計画開始日、55 計画終了日、56 居宅サービス等利用有無、57 認定予定日、58 認定延期理由、59 認定延期予定日、60 認定延期通知日、61 取下げ日、62 取下げ区分、63 後期高齢者医療保険者番号、64 後期高齢者医療被保険者番号、65 国民健康保険保険者番号、66 国民健康保険被保険者証番号、67 訪問調査依頼日、68 訪問調査提出期限日、69 訪問調査調査日、70 調査機関名、71 認定調査員名、72 医療調査依頼日、73 医療調査提出期限日、74 医療調査入手日、75 医療機関名、76 医師名、77 特定疾病名、78 帳票区分名、79 代行者名称、80 代行者郵便番号、81 代行者住所、82 代行者電話番号、83 代行者付加情報、84 一次判定日、85 一次判定結果、86 簡素化実施、87 二次判定日、88 二次判定結果、89 認定審査会意見等、90 保険審査会結果、91 要介護状態区分、92 認定有効開始日、93 認定有効終了日、94 要介護1の場合の状態像名、95 認定年月日、96 認定通知日、97 居宅サービス（訪問通所）支給限度基準額、98 居宅サービス（訪問通所）上限管理開始日、99 居宅サービス（訪問通所）上限管理終了日、100 更新保留開始日、101 更新保留終了日、102 更新保留理由、103 公費受給者番号、104 公費負担者番号、105 備考、106 送付先郵便番号、107 送付先住所、108 送付先宛名方書、109 送付先宛名
記録範囲	菊川市介護保険被保険者のうち、要介護・要支援認定申請をしたことがある者

記録情報の収集方法	住民情報システム、申請書、届出書、認定調査の結果、医師の意見書、認定審査会の結果から収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（記録項目において ☐ で囲んだ項目）	
記録情報の経常的提供先	静岡県国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医、認定調査員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）菊川市健康福祉部長寿介護課	
	（所在地）〒439-0019 静岡県菊川市半済1865	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無
	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
備 考	—	

個人情報ファイルの名称	介護保険システムファイル（保険料業務）
行政機関等の名称	菊川市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部長寿介護課
個人情報ファイルの利用目的	介護保険の保険料業務（賦課の通知、収納管理、還付金の振込み等）に利用するもの
記録項目	1 被保険者番号、2 氏名、3 カナ氏名、4 生年月日、5 性別、6 賦課年度、7 徴収区分、8 特徴義務者名、9 年金証書記号番号、10 年金種別名、11 基礎年金番号、12 異動年月日、13 異動事由、14 更生事由、15 収納送信日、16 特徴中止日、17 通知書発付日、18 保険料、19 減免額、20 差引保険料、21 減免事由、22 減免決定日、23 申告区分、24 賦課照会区分、25 給付照会区分、26 合計所得額、27 減免前住民税額、28 課税年金収入額、29 その他の合計所得金額、30 長短期譲渡所得の特別控除、31 給与所得額、32 公的年金等に係る雑所得、33 所得金額調整控除額、34 追加捕捉年月、35 追加特徴開始年月、36 特別徴収額、37 普通徴収額、38 生活保護、39 老齢福祉年金、40 本人課税、41 世帯課税、42 激変用所得段階、43 所得段階、44 算定期日、45 被保険者種別、46 取得事由、47 取得異動日、48 喪失事由、49 喪失異動日、50 住記区分、51 状態区分、52 自治会名、53 郵便番号、54 宛名方書、55 送付先郵便番号、56 送付先住所、57 送付先宛名、58 調定年度、59 科目名、60 個人／法人番号、61 還付充当事由、62 還付充当理由、63 通知年月日、64 還付年月日、65 還付義務消滅日、66 充当年月日、67 還付方法、68 振込予定日、69 金融機関コード、70 金融機関名、71 支店コード、72 支店名、73 口座種別、74 口座番号、75 口座名義人カナ、76 口座名義人、77 期別、78 税（料）金、79 督促手数料、80 延滞金、81 会計年度、82 充当した加算金、83 還付加算金、84 納組名、85 調定額、86 収納額、87 未納額、88 収納督促手数料、89 未納督促手数料、90 収納延滞金、91 未納延滞金、92 収納日、93 納期限
記録範囲	介護保険被保険者である者（65歳以上）及びその世帯員
記録情報の収集方法	住民情報システム、日本年金機構等からの情報提供、請求書等から収集した。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（記録項目において で囲んだ項目）

記録情報の経常的提供先	日本年金機構（静岡県国民健康保険団体連合会を經由）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 菊川市健康福祉部長寿介護課	
	（所在地） 〒439-0019 静岡県菊川市半済1865	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無
	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
備 考	—	

個人情報ファイルの名称	介護保険料滞納管理システムファイル	
行政機関等の名称	菊川市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部長寿介護課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料の滞納管理業務（督促状の送付、滞納整理の実施、それらの管理等）に利用するもの	
記録項目	1氏名、2カナ氏名、3郵便番号、4住所、5住所方書、6担当者、7地区、8個人種別（国籍）、生年月日、10年齢、11性別、12続柄、13住民登録、14電話番号、15DV、16滞納原因、17整理方針、18ランク、19賦課年度、20相当年度、21期別、22税目、23通知書番号、24申告名略称、25年度区分、26管轄、27税額、28督促手数料、29延滞金、30未納本税、31未納督促手数料、32未納延滞金、33納期限、34繰上納期限、35管理人、36収納税額、37収納督促手数料、38収納延滞金、39収納額、40収納日、41日計日、42処分担当者	
記録範囲	介護保険被保険者（65歳以上）である者及び全住民	
記録情報の収集方法	住民情報システム、金融機関からの情報提供から収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（記録項目において ☐ で囲んだ項目）	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）菊川市健康福祉部長寿介護課	
	（所在地）〒439-0019 静岡県菊川市半済1865	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無
	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
備 考	—	

個人情報ファイルの名称	介護予防把握事業対象者台帳ファイル	
行政機関等の名称	菊川市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部長寿介護課	
個人情報ファイルの利用目的	介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者を把握する目的で、基本チェックリストを送付するために利用するもの	
記録項目	1 氏名、2 カナ氏名、3 住所、4 方書、5 生年月日、6 性別、7 自治会、8 介護保険被保険者番号	
記録範囲	菊川市の住民基本台帳に登録されている令和5年1月末時点で75歳以上の者（令和5年1月末時点で要介護又は要支援の認定を受けている者及び総合事業対象者である者を除く。）	
記録情報の収集方法	住民情報システムから収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）菊川市役所健康福祉部長寿介護課	
	（所在地）〒439-0019 静岡県菊川市半済1865	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無
	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
備 考	—	

個人情報ファイルの名称	敬老会対象者台帳ファイル	
行政機関等の名称	菊川市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部長寿介護課	
個人情報ファイルの利用目的	敬老事業の実施（案内の通知、出欠の管理等）に利用するもの	
記録項目	1 氏名、2 カナ氏名、3 住所、4 方書、5 生年月日、6 性別、7 世帯番号、8 続柄、9 学区、10自治会	
記録範囲	菊川市の住民基本台帳に登録されている当該年度の対象者	
記録情報の収集方法	住民情報システムから収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	自治会長	
開示請求等を受け受理する組織の名称及び所在地	（名 称）菊川市役所健康福祉部長寿介護課	
	（所在地）〒439-0019 静岡県菊川市半済1865	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無
	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
備 考	—	

個人情報ファイルの名称	総合相談対象者台帳ファイル	
行政機関等の名称	菊川市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部長寿介護課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の相談対応、その記録、その後の支援に利用するもの	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6続柄、7電話番号、8世帯構成、9疾患名、10医療機関名、11担当医師、12通院頻度、13介護認定、14歩行、15食事、16排泄、17入浴、18着脱、19認知症、20炊事、21洗濯、22掃除、23買い物、24服薬管理、25金銭管理、26医療機関の受診、27障害手帳の有無、28障害等級、29経済状況（主たる収入）、30相談者氏名、31相談者の本人との続柄、32相談者住所、33相談者電話番号、34基本チェックリスト情報、35その他相談内容等（相談の中で収集した様々な個人情報が含まれる。例：生活歴、学歴・職歴等の経歴、性格、信条、宗教、趣味趣向、所有する財産、公共料金等の滞納、破産の有無、健康状態、容姿、対応職員の所管等）	
記録範囲	全住民（過去に住民であった者も含む。）	
記録情報の収集方法	住民情報システム、本人（又はその親族等）からの相談、実施機関内からの情報提供、外部機関（社会福祉を目的とする事業に関する活動を行う者、民間事業者等）からの情報提供から収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（記録項目において ☐ で囲んだ項目）	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）菊川市役所健康福祉部長寿介護課	
	（所在地）〒439-0019 静岡県菊川市半済1865	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	政令第21条第7項に該当するファイル

	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	☒ 有 ☐ 無
備 考		